

第10号議案

平成22年7月20日付22春都政第184号

春日井市長付議

尾張都市計画火葬場の変更について

平成22年7月29日提出
春日井市長 伊藤 太

尾張都市計画火葬場の変更（春日井市決定）

春日井都市計画火葬場を尾張都市計画火葬場に改める。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	火葬場名			
1	尾張東部火葬場	春日井市東山町字東山 小牧市大字大草字深洞	約2.4ha	30体/日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

第 11 号議案

平成 22 年 7 月 20 日付 22 春都政第 184 号

春日井市長付議

尾張都市計画下水道の変更について

平成 22 年 7 月 29 日提出

春日井市長 伊藤 太

尾張都市計画下水道の変更（春日井市決定）

春日井都市計画下水道を尾張都市計画下水道に改め、都市計画春日井公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 春日井公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

(1) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
南部ポンプ場放流幹線	春日井市松河戸町字堤外	春日井市松河戸町字堤越	

「区域は計画図表示のとおり」

(2) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
南部汚水1号幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市如意申町7丁目	
南部汚水放流幹線	春日井市松河戸町字堤越	春日井市松河戸町字堤越	
篠木汚水1号幹線	春日井市桜佐町字下五反田	春日井市熊野町字中間	
篠木汚水放流幹線	春日井市桜佐町字下五反田	春日井市桜佐町字下五反田	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
第1中継ポンプ場	春日井市気噴町北2丁目地内	
第2中継ポンプ場	春日井市玉野町字飼野地内	
第3中継ポンプ場	春日井市高蔵寺町5丁目地内	
高蔵寺浄化センター	春日井市気噴町字荒子地内	
勝西ポンプ場	春日井市御幸町1丁目地内	
勝西浄化センター	春日井市御幸町1丁目及び2丁目地内	
上田楽中継ポンプ場	春日井市上田楽町字西島内	
南部ポンプ場	春日井市松河戸町字堤越地内	
南部浄化センター	春日井市松河戸町字堤越及び段下地内	
大留ポンプ場	春日井市大留町5丁目地内	
篠木ポンプ場	春日井市桜佐町字下五反田地内	
篠木浄化センター	春日井市桜佐町上五反田及び下五反田地内	
下水汚泥処理センター	春日井市神屋町字引沢地内	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

第12号議案

平成22年7月20日付22春都政第184号

春日井市長付議

尾張都市計画土地区画整理事業の変更について

平成22年7月29日提出

春日井市長 伊藤 太

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（春日井市決定）

春日井都市計画春日井神領土地区画整理事業を尾張都市計画春日井神領土地区画整理事業に改める。

名 称	春日井神領土地区画整理事業			
面 積	約44.0ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	
		幹線街路	3・4・85 神領線 神領駅南口駅前広場	これらについては別に都市計画 において定めるとおりとする。
			3・4・25 河北線	
			3・5・212 大留線	
			3・4・222 下市場線 神領駅北口駅前広場	
			3・5・234 堀ノ内線	
			特殊街路	
	上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6メートルを標準として幅員4～9メートルを配置する。			
	公園及び 緑 地	街区公園	2・2・365 樋田公園	これらについては別に都市計 画において定めるとおりとす る。
			2・2・387 糸田公園	
2・2・388 薬師堂公園				
2・2・389 神領公園				
近隣公園		3・3・51 高御堂公園		
その他の 公共施設	春日井市下水道基本計画をもとに、雨水排水の整備を行う。			
宅 地 の 整 備	用途地域に相応した規模の街区、短辺30～50メートル、長辺60～150メートル程度を標準とするとともに各宅地とも原則として、道路路面より高くするよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（春日井市決定）

春日井都市計画春日井大留上土地区画整理事業を尾張都市計画春日井大留上土地区画整理事業に改める。

名 称	春日井大留上土地区画整理事業		
面 積	約35.4ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称
		幹線街路	3・3・2 北尾張中央道
			3・4・25 河北線
			3・5・212 大留線
	特殊街路	8・6・205 出川中部1号歩線	
	上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6メートルを標準として幅員4～13メートルを配置する。		
公 園 及 び 緑 地	街区公園	2・2・366 溝口公園	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
		2・2・394 大留上公園	
		2・2・395 井高公園	
		2・2・396 中箴公園	
		2・2・397 天導塚公園	
その他の 公共施設	春日井市下水道基本計画をもとに、雨水排水の整備を行う。		
宅 地 の 整 備	用途地域に相応した規模の街区とし、短辺30～50メートル、長辺60～150メートル程度を標準とするとともに各宅地とも原則として、道路面より高くするよう整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（春日井市決定）

春日井都市計画春日井篠木四ツ谷土地区画整理事業を尾張都市計画春日井篠木四ツ谷土地区画整理事業に改める。

名 称	春日井篠木四ツ谷土地区画整理事業		
面 積	約44.2ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称
		幹線街路	3・4・36 鷹来線
			3・4・40 鳥居松線
	3・5・220 篠木四ツ谷線		
これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。			
上記都市計画道路を基幹とし、区画道路については、住居系は幅員6メートル、工業系は幅員8メートルを標準として、幅員12～4メートルを配置する。			
公園及び 緑 地	地区面積の3パーセント以上、約1.3ヘクタールの公園面積を確保することとし、街区公園4ヶ所を誘致距離等を考慮の上適正配置する。 また、緑地についても約0.7ヘクタールを適正配置する。		
その他の 公共施設	春日井市下水道基本計画をもとに、下水道（雨水）の整備を行う。		
宅 地 の 整 備	用途地域に相応した規模の街区とし、短辺40～50メートル、長辺100～150メートル程度を標準とするとともに各宅地とも原則として、道路面より高くするよう整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（春日井市決定）

春日井都市計画春日井南気噴土地区画整理事業を尾張都市計画春日井南気噴土地区画整理事業に改める。

名 称	春日井南気噴土地区画整理事業		
面 積	約41.4ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称
		幹線街路	3・4・25 河北線
			3・5・209 足振線
3・5・217 気噴線			
これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。			
上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6メートルを標準として幅員12～4メートルを配置する。			
公 共 施 設 の 配 置	公園及び 緑 地	街区公園	2・2・380 足振公園
			2・2・381 気噴南公園
			2・2・382 大垣戸公園
			2・2・383 寺前公園
			2・2・384 山本公園
これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。			
その他の 公共施設			
宅 地 の 整 備		用途地域に相応した規模の街区とし、短辺40～50メートル、長辺100～150メートル程度を標準とするとともに各宅地とも原則として、道路面より高くするよう整備する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（春日井市決定）

春日井都市計画勝川駅南口周辺土地区画整理事業を尾張都市計画勝川駅南口周辺土地区画整理事業に改める。

名 称	勝川駅南口周辺土地区画整理事業		
面 積	約14.5ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称
		幹線街路	3・5・202 下条線
			3・4・214 勝川駅南線
			3・4・229 道風線
			3・4・236 松新線 勝川駅南口駅前広場
特殊道路	8・7・204 松柏1号歩線		
これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。			
上記の都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6メートルを標準とし幅員4～8メートルを配置する。			
配 置	公 園 及 び 緑 地	街 区 公 園	2・2・398 松新公園
			2・2・399 松新東公園
			これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
その他の 公共施設	本地区には該当なし。		
宅地の整備	用途地域に相応した規模の街区、短辺30～50メートル、長辺100～150メートル程度を標準とするとともに各宅地とも原則として、道路面より高くするよう整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。